

障第1040号
令和2年12月16日

各障がい者福祉サービス施設・事業所設置者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

高齢者・障がい者施設における新型コロナウイルス感染症第3波「年末年始」集中緊急対策
としての一斉確認及び抜き打ち点検等の実施について（依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、福祉施設でのクラスターや感染事例の発生が相次いでおります。

そのため、県にて12月8日（火）に「岐阜県高齢者・障がい者施設の新型コロナウイルス感染症対策に関する意見交換会」を開催し、福祉施設、医療機関及び感染症対策専門家の方々から感染対策に関する現状や課題についてご意見を賜ったところです。

こうした状況を踏まえ、この度「新型コロナウイルス感染症第3波『年末年始』集中緊急対策」（12月14日付け岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づき、高感染リスクが多い年末年始の集中対策における対象を絞った対策として、福祉施設内感染対策を実施させていただきます。

ついては、福祉施設内感染対策に関して特に注意いただきたい「重点項目（職員の皆様における対策、施設内拡大防止対策等）」について緊急の一斉確認を行いますので、各施設において自己点検を実施いただき、下記により県へ報告願います。

なお、この自己点検の中で、施設職員におかれまして県が配信している感染防止対策動画を未受講の方は受講をいただき、研修実施状況について併せて下記により県へ報告願います。

また、令和2年11月25日付け知事メッセージ「県民の皆さまへ年末年始に向け『第3波の拡大阻止』を」にて県から通知しております、施設において感染対策の担当者となる「ぎふコロナガード」について改めて各施設での設置を依頼させていただきますので、自己点検についてはコロナガードを中心に行っていただくとともに、コロナガードの設置状況を下記により県へ報告願います。

加えて、12月下旬から令和3年1月にかけて、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所及び市町村により、任意に選定した施設に対して、事前連絡なしでの臨時的な施設への立入り等により、重点項目を中心とした感染防止対策の取組み状況を直接確認させていただきますので、下記によりご協力をお願いいたします。

各事業者様におかれましては、年末年始の大変お忙しい中でのご依頼となり大変恐縮でございますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 各施設における自己点検について

(1) 点検の実施方法

- ・別添の「高齢者・障がい者施設の感染拡大防止の『重点項目』チェックリスト」(施設種別ごとに該当様式を使用)を用いて、全施設において全ての職員の方の点検をお願いします。
- ・施設のコロナガード(施設における感染対策の担当者)におかれては、同チェックリストを用いて、施設の感染防止対策について改めての点検をお願いします。

【自己点検対象施設】

- 通所系 : 生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
- 短期入所 : 短期入所
- 入所系 : 障害者支援施設、障害児入所施設
- 居住系 : 共同生活援助
- 訪問系 : 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- その他 : 自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、特定相談支援、障害児相談支援

(2) 点検結果の報告方法について

- ・様式1「点検結果報告様式」に実施状況を記載のうえ、県障害福祉課あて、メールにて報告をお願いします。

○回答先アドレス : 岐阜県障害福祉課 c11226@pref.gifu.lg.jp

※岐阜市が所管される岐阜市所在の障がい者施設におかれては、岐阜市障がい福祉課へ報告願います。

○回答先アドレス : 岐阜市障がい福祉課 fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

※メール標題は【自己点検結果(〇〇〇)】(〇〇〇に事業所名を記載)としてください。

様式1のファイル名を 様式1「点検結果報告様式」(〇〇〇)(〇〇〇には事業所番号・事業所名を記載)としてください。

(3) 報告時期

- ・令和2年12月25日(金)までに報告願います。

2 県配信動画による施設内研修の徹底について

(1) 点検の実施方法

- ・県が配信している感染防止対策動画について施設職員にて未確認の方は受講をいただき、研修実施状況について、別添「高齢者・障がい者施設の感染拡大防止の『重点項目』チェックリスト」(施設種別ごとに該当様式を使用)を用いて、全施設において全ての職員の方の点検をお願いします。
- ・施設のコロナガードにおかれては、同チェックリストを用いて、施設内研修の徹底状況について改めての点検をお願いします。

【県配信動画】

配信ページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

(※令和2年9月28日付け高第630号、障第766号「新型コロナウイルス感染症対策に関する高齢者・障がい者施設向けの研修会に関する動画配信とその活用について」にて通知済。)

(2) 点検結果の報告方法、報告時期について

- ・上記「1 各施設における自己点検について (2) 点検結果の報告方法について、(3) 報告時期」により、同様にご対応願います。

3 施設における「ぎふコロナガード」の設置について

(1) 「ぎふコロナガード」について

- ・施設種別によっては感染症対策責任者の設置が義務付けられている種別もございますが、施設において感染対策を中心的に担う担当として、日々の検温、マスク着用、手洗い施行など感染防止策の実施状況を毎日チェックいただく方を「ぎふコロナガード」として設置ください。

※令和2年11月25日付け知事メッセージ「県民の皆さまへ年末年始に向け『第3波の拡大阻止』を」も参照ください。

(2) 点検結果の報告方法、報告時期について

- ・上記「1 各施設における自己点検について (2) 点検結果の報告方法について、(3) 報告時期」により、同様にご対応願います。

※様式1「点検結果報告様式」において、「ぎふコロナガード」の設置状況等についても記載ください。

4 施設への臨時的な立入りによる取組み状況の点検（抜き打ち点検）について

(1) 実施方法

- ・12月下旬（12月21日（月）～25日（金）を予定）から令和3年1月にかけて、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所及び市町村により、任意に選定した施設に対して事前の連絡なしで臨時的な立入り等を行い、重点項目を中心とした感染防止対策の取組み状況を現場にて直接点検させていただきます。

- ・なお、抜き打ち形式での現地立入りとなるため、施設での感染防止対策やサービス提供に支障が生じないよう十分配慮し、施設建物外（玄関先等）にて、コロナガード又は管理者等に聞き取りを行う方式にて実施させていただきます。

※年末年始の大変お忙しい中での現場確認となり大変恐縮でございますが、感染拡大防止対策の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

(2) 実施対象施設

- ・県内でのクラスター発生状況を勘案するとともに、職員及び利用者の日常的な施設への出入りにより感染リスクが高まっている「通所系事業所等」を立入りの重点的な実施対象とします。

【抜き打ち点検対象施設】

○障がい者施設

【通所系】 県 所 管：生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行・定着支援、
障害児通所支援 ※岐阜市所在の事業所は岐阜市所管

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	奥村	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		
MAIL	c11226@pref.gifu.lg.jp		